

2021年11月12日

ビジネス等による短期滞在及び留学生、技能実習生、就労者等に対する日本への入国制限の緩和について
(新型コロナウイルス関連)

- 2021年11月8日より、ウズベキスタンから日本へのビジネス等による短期滞在、留学生、技能実習生、各種資格に伴う就労者等が査証申請し、渡航することが可能となりました。
- 受入機関となる法人等の担当者様におかれましては、下記の案内を参考としていただき、必要な準備を進めてください。

1 新たに入国が可能となった渡航目的

- (1) ビジネス、研修、商談、会議等を目的とした90日以内の短期滞在
- (2) 留学生、技能実習生、各種資格に伴う就労者等の長期滞在

2 査証申請に必要な書類

以下の書類を準備していただき、当館へ提出してください。(必要書類は下記のリンクから入手できます。)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page23_001835.html

- (1) ビジネス、研修、商談、会議等を目的とした90日以内の短期滞在
 - ・申請書(2通)
 - ・パスポート
 - ・パスポートのコピー
 - ・在職証明書(申請人が所属する会社等が作成)
 - ・出張命令書(申請人が所属する会社等が作成)
 - ・招聘理由書(受入機関※1が作成)(コピーでも可)
 - ・身元保証書(受入機関が渡航費用等を負担する場合のみ必要)(受入機関が作成)(コピーでも可)
 - ・会社・団体概要説明書(受入機関が作成)
 - ・滞在予定表(受入機関が作成)
 - ・審査済証(受入機関が業所管省庁※2に対して申請して入手)(コピーでも可)
- (2) 留学生、技能実習生、就労者等の長期滞在
 - ・申請書(2通)
 - ・パスポート
 - ・パスポートのコピー
 - ・在留資格認定証明書(コピーでも可)
 - ・審査済証(受入機関が業所管省庁に対して申請して入手)(コピーでも可)

(※1) 受入機関：入国者を雇用又は招聘する企業・学校・団体等

(※2) 業所管省庁：受入機関を所管する日本の省庁

3 審査済証について

- (1) 審査済証は、受入機関が業所管省庁に対し必要書類を提出して申請を行い、業所管省庁内で審査の上、問題がない場合に発行されるものです。
- (2) 審査済証の申請に必要な書類は下記のとおりです。
 - ・申請書
 - ・誓約書(入国者・受入責任者)
 - ・活動計画書

- ・入国者リスト
- ・入国者のパスポートの写し

(3) 詳細については下記のリンクをご参照ください。(必要書類もこちらから入手できます。)

[水際対策強化に係る新たな措置 \(19\) について | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

4 入国後の行動制限の緩和措置について

- (1) 日本政府が有効と認めるワクチン接種証明書の所持など、一定の条件の下に入国後の行動制限の緩和措置を受けられる場合がありますが、現時点においては、日本政府は、ウズベキスタン政府発行のワクチン接種証明書を有効と認めていないため、ウズベキスタンのワクチン接種証明書を所持していても今のところ本件措置は受けられません。
- (2) 今後、ウズベキスタンのワクチン接種証明書が我が国で承認されるなど、状況に変化が生じた場合は当館 HP など別途ご案内いたします。

○在ウズベキスタン日本国大使館

住所：Tashkent city, Yashnabad dist., Sadyk Azimov str., 1-28

電話：(代表) +998-78-120-8060, (夜間・休日用緊急携帯) +998-91-162-5009

ホームページ：https://www.uz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※新型コロナウイルス関係特設ページ：

https://www.uz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00014.html

○日本国外務省領事サービスセンター

電話：(代表) +81-3-3580-3311, (内線) 2902, 2903